

一總別江戸江相越ものあらたむべからざる事、
右條々於相背族は可被處嚴科者也、

元和二年八月日

對馬守

大炊守

備後守

上野介

雅樂頭

〔德川禁令考〕三十五 渡船場 寛永八未年四月廿一日

渡船場法度

覺

一手負弁女其外不審なる者を手形なくして、一切越べからず、若猥ニ相渡るニおるてハ、縱後目ニ聞候共、其番之者之事ハ不及沙汰原註令條ニハ、船頭宿事ハ、不及沙汰ニ作ル、一在所之者迄可爲曲事、欠落之者を捕差上候ハ、其人により御褒美之高下有之而、急度可被下之、自然禮物を出し可渡と申族有之バ、捕置可申上、金銀米錢何にても、其約束之一倍可被下者也、

寛永八未年九月廿一日

〔徳川禁令考〕五十三 高札 寛文五巳年九月

阿部川大井川之高札

條々

一洪水之節、水之瀬深に玄たがひ、其時々問屋方にて、川越錢を定可取之、みだりに申かけ、多く取べからざる事、